

<はしがき>

建築基準法、住宅品質確保促進法等に関する施行令、大臣告示等において規定される技術基準の策定業務は、国土交通本省の建築基準法等所管部局で行われるものであるが、国土交通省の内部研究機関である建築研究所は、本省の要請を受け、関連する研究成果や蓄積した技術情報をベースとして、その原案作成業務を担い、あるいはそれに対する支援を行ってきた。このような技術基準の原案作成業務等は、平成13年4月の国立研究機関の再編における、土木研究所、建築研究所及び港湾技術研究所の独立法人化とそれに伴う国土交通省の内部研究機関としての国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という。）の設置により、独立行政法人建築研究所（以下、「独法建研」という。）の技術的支援を受けつつ国総研が担うこととされ、今日では、両研究所の密接な連携の下で技術基準の原案作成業務等が推進されているところである。

このような研究組織の再編と並行して、平成10年6月に、技術基準の性能規定化の導入等を目的とする建築基準法の大改正が行われ（施行は平成12年6月）、改正法の施行に向けて、施行令の技術基準が大幅に改正されるとともに、性能要求を満足する「例示仕様」や性能要求への適合性の「検証方法」などの数多くの技術基準が大臣告示として改正・制定されることとされた。改正法施行後においても、旧法第38条に基づく特殊な構造方法・建築材料の認定制度の移行経過措置期間が終了する平成14年5月までに、極めて多数の大臣告示を策定・公布することが必要とされた。

また、平成12年からスタートした住宅性能表示制度を定めた「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「住宅品質確保促進法」という。）」をはじめとして、建築基準法以外の法令についても、同様に関係の技術基準の改正、制定に関して、その原案策定等を行うことが要請されていた。

これらの技術基準の原案作成等に際しては、当時の建築研究所（以下、「旧建研」という。）内に「建築基準法改正対応委員会」（後に、「基準認証関係連絡調整会議」に改称。）を設置するなどの特別な体制を整えるとともに、関連する研究開発や（社）日本建築学会をはじめとする外部の意見の把握を行いつつ、それを踏まえた技術的検討等を行い、その成果としてそれぞれの技術基準の原案を作成したところである。国立研究機関の再編にともない、技術基準の原案作成業務等を、独法建研の技術的支援を受けつつ国総研が担うこととされた後においても、両研究所の研究者の参加を得て、国総研を事務局とする「基準認証関係連絡調整会議」及びその下に構造、防火、環境・設備、材料・建築生産、住宅・計画、都市の各分野別WGを設け、両研究所の密接な連携の下に、告示等の技術基準の原案作成やそのために必要な技術資料の整備等を行ってきたところである。

なお、平成15年1月より、建築基準法及び住宅品質確保促進法に基づく技術基準の見直し体制が整備され、民間提案を受け付けるためのコンタクトポイントの設置、本省住宅局長の諮問機関としての学識経験者等から成る「建築住宅性能基準検討委員会」の設置等が行われ、両研究所の連携による技術基準の原案作成等はこのような大きな体制の中に位

置付けられ、再スタートすることとなったところである。

本資料は、このような形で、旧建研若しくは国総研と独法建研との連携により作成された政令、告示等の技術基準の原案のうち、平成13年4月の両研究所発足から、平成14年末までに、パブリックコメントのために本省より公開されたものを取りまとめたものである。

建築基準法の大改正などに伴い、限られた時間内に、実に数多くの技術基準の原案作成等を行うことが求められたが、関係研究者の献身的な取り組みにより、無事、達成することができたものであり、それぞれの技術基準の原案毎に、基準認証関係連絡調整会議の関係WGの名称を明記するとともに、技術的支援業務を実際に担当したWGメンバーの名簿も併せて掲載した次第である。

国土技術政策総合研究所